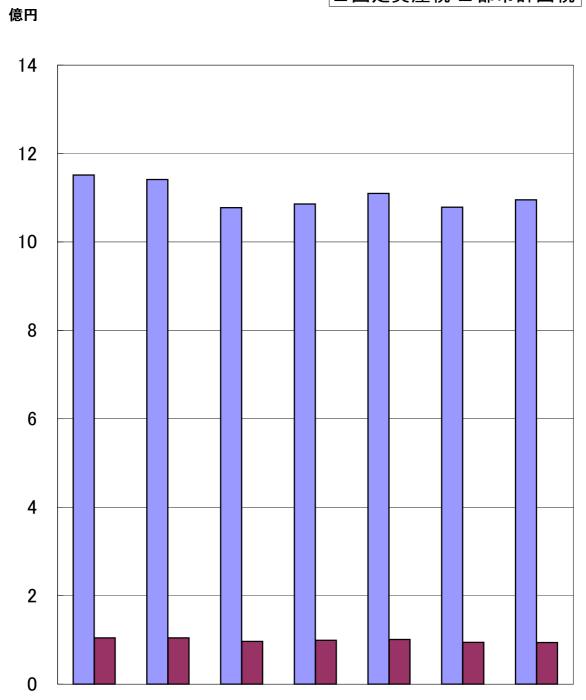
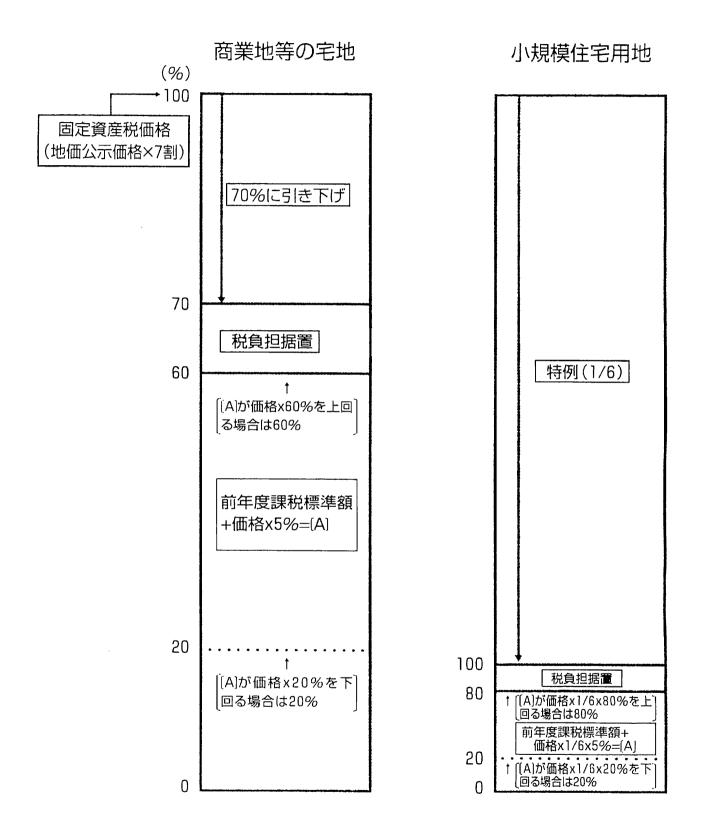
(2)固定資産税·都市計画税

■固定資産税 ■都市計画税



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
固定資産税 決 算 額	1,151,239	1,141,338	1,077,557	1,085,991	1,109,802	1,078,445	1,095,085
都市計画税 決 算 額	104,616	104,533	96,814	99,023	100,948	94,632	94,170

(単位:千円)



1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が 納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている 人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地:土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋:家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3) 償却資産: 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地:田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2)家屋:住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ 土地に定着した建造物
- (3)償却資産:土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産(鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。)で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日現在 の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わな いで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率=固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地:前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより 負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞ れの特例率(小規模住宅用地1/6・その他の住宅用地1/3)を乗じて算出します。

イ. 家屋:再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものと した場合に必要とされる建築費(再建築価格)を求め、家屋の建築後の年数の経過によって 生ずる損耗の状況による減価率(経年減点補正率)を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産:取得価額×(1-減価率)

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2)税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4(標準税率)です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3)免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に 満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土 地: 30万円

イ. 家屋: 20万円

ウ. 償却資産:150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市 町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市 計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、 100分の0.2としています。

課税標準額×税率=都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準 (評価額に対する前年度課税標準額の割合)を課税の公平の観点から均衡化させることを重視し た税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担 水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めて いく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が 進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額で あれば同じ税負担となるのが本来の姿です。

こうした点を踏まえ、平成 21 年度から平成 23 年度までの税負担の調整措置については、これまでの制度を継続し、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

- イ 負担水準が60%以上70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。
- ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率(1/6 または1/3)を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の80%を上回る場合には80%相当額とし、評価額の20% を下回る場合には20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地 (一般農地および一般市街化区域農地)

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整 措置を継続します。(一般市街化区域農地に関する特例率(1/3)も継続します。)

(3) 据置年度の価格の修正

土地の価格は原則として、基準年度の価格を3年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成22年度および平成23年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年 度	19		2	0	2	1	22		23	
区分	人数(人)	前年比(%)								
固定資産税	8, 692	102	8, 730	100	8, 749	100	8, 793	101	8, 781	100
都市計画税	6, 554	102	6, 588	101	6, 605	100	6, 660	101	6, 657	100

資料: 当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

	年 度	19		2	20	2	21	2	22	23	
区	分	筆棟数	前年比(%)								
土	地(筆)	25, 492	100	25, 493	100	25, 427	100	25, 332	100	25, 337	100
家	屋(棟)	7, 698	102	7, 713	100	7, 757	101	7, 778	100	7, 804	100

資料:平成23年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位:千円・%)

	年	度		18				19			20			
区分	\		調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比
	土	地	335, 553	326, 805	95. 3	95. 4	327, 393	318, 136	97. 6	97. 3	323, 757	314, 527	98. 9	98. 9
	家	屋	437, 017	425, 624	91. 0	91. 1	456, 542	443, 633	104. 5	104. 2	472, 113	458, 655	103. 4	103. 4
固定資産税	小	計	772, 570	752, 429	92.8	92. 9	783, 935	761, 769	101. 5	101. 2	795, 870	773, 182	101. 5	101. 5
	償却	資産	305, 686	305, 686	98. 3	98. 3	305, 923	305, 923	100. 1	100. 1	307, 972	307, 972	100. 7	100. 7
	合	計	1, 078, 256	1, 058, 115	94. 4	94. 4	1, 089, 858	1, 067, 692	101. 1	100. 9	1, 103, 842	1, 081, 154	101. 3	101. 3
	土	地	49, 763	48, 834	94.8	94. 9	48, 782	47, 790	98. 0	97. 9	48, 519	47, 522	99. 5	99. 4
都市計画税	家	屋	48, 081	47, 182	90. 9	91. 0	51, 099	50, 060	106. 3	106. 1	52, 373	51, 296	102. 5	102. 5
	合	計	97, 844	96, 016	92. 9	93. 0	99, 881	97, 850	102. 1	101. 9	100, 892	98, 818	101. 0	101. 0

	年 度	Ę		21				22				23		
区分	\		調 定 額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比	調定額	収入額	調 定 額前 年 比	収入額前年比
	土	地	300, 928	293, 113	92. 9	93. 2	293, 214	285, 402	97. 4	97. 4	281, 947		96. 2	/
	家	屋	465, 217	453, 136	98. 5	98. 8	472, 724	460, 130	101. 6	101. 5	490, 919		103. 8	
固定資産税	小	計	766, 145	746, 249	96. 3	96. 5	765, 938	745, 532	100. 0	99. 9	772, 866		100. 9	
	償却	資産	313, 997	313, 997	102. 0	102. 0	332, 654	332, 654	105. 9	105. 9	332, 808		100. 0	
	合	計	1, 080, 142	1, 060, 246	97. 9	98. 1	1, 098, 592	1, 078, 186	101. 7	101. 7	1, 105, 674		100. 6	
	土	地	44, 598	43, 776	91. 9	92. 1	43, 542	42, 733	97. 6	97. 6	42, 705		98. 1	
都市計画税	家	屋	50, 615	49, 683	96. 6	96. 9	51, 361	50, 407	101. 5	101. 5	52, 194		101. 6	
	合	計	95, 213	93, 459	94. 4	94. 6	94, 903	93, 140	99. 7	99. 7	94, 899		100. 0	

資料:決算統計(平成18年度~平成22年度)、当初賦課実績(平成23年度)

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

	区 分	総	数	法	定	免	税	点	法	定	免	税	点
個人		יבויון	<i>3</i> A	未	満	Ø	ъ	Ø	以	上	の	ъ	Ø
法人の別		(人)				(人)					(人)		
個	人		7, 966				1	, 671				6	295
法	人		320					110					210
計			8, 286				1	, 781				6	, 505

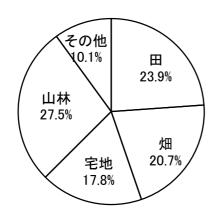
資料:平成23年度概要調書第1表

■ 価格等に関する調

	区 分				
		地			積
		非課税地積	評価総地積	法定免税点	法定免税点
		グドロネイズ・凹イ貝	时 川川 水心 八巴 不良	未満のもの	以上のもの
	地目	(m²)	(m^2)	(m^2)	(イ) - (ウ) (㎡)
	地自	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
田-	一 般 田	118, 445	3, 371, 300	285, 362	3, 085, 938
ш	市街化区域田	12, 719	77, 035	19	77, 016
畑ー	一 般 畑	121, 001	2, 441, 264	266, 356	2, 174, 908
Ж	市街化区域畑	61, 423	580, 322	6, 267	574, 055
	小規模住宅用地		1, 324, 547	30, 144	1, 294, 403
宅	一般住宅用地		679, 004	879	678, 125
地	商業地等		571, 184	204	570, 980
	計	189, 624	2, 574, 735	31, 227	2, 543, 508
塩	田				
鉱	泉 地				
池	沼	20, 978			
山	一 般 山 林	245, 915	3, 551, 367	503, 611	3, 047, 756
林	介 在 山 林	30, 377	408, 062	40, 253	367, 809
牧	場				
原	野	55, 887	471, 916	126, 786	345, 130
	ゴルフ場の用地				
雑	遊園地等の用地				
種	鉄 軌 道 用 地	69	324, 131	3	324, 128
地	その他の雑種地	52, 707	659, 906	81, 175	578, 731
	計	52, 776	984, 037	81, 178	902, 859
そ	の 他	3, 650, 817			
合	計	4, 559, 962	14, 460, 038	1, 341, 059	13, 118, 979

地積による地目別構成比

課税標準額による地目別構成比 (法定免税点以上のもの)





決	定	価	格	筆			数	単位当	り価格
総額	法定免税点	法定免税点	(キ)に係る	非 課 税	評価総筆数	法定免税点	法定免税点	平均価格	最高価格
下心 有具	未満のもの	以上のもの	課税標準額	筆 数	叶侧沁丰效	未満のもの	以上のもの	(オ) / (イ)	双同侧俗
(千円)	(千円)	(オ) - (カ) (千円)	(千円)	(筆)	(筆)	(筆)	(コ)- (サ) (筆)	(円/㎡)	(円/㎡)
(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)
352, 585	29, 724	322, 861	322, 861	456	4, 099	459	3, 640	105	113
538, 074	307	537, 767	129, 101	56	131	1	130	6, 985	30, 892
147, 131	16, 011	131, 120	131, 120	285	2, 821	381	2, 440	60	61
4, 815, 984	37, 977	4, 778, 007	724, 249	268	638	17	621	8, 299	39, 300
37, 118, 149	316, 848	36, 801, 301	6, 090, 816		7, 424	323	7, 101	28, 023	63, 224
9, 484, 264	8, 553	9, 475, 711	3, 144, 948		3, 781	33	3, 748	13, 968	63, 045
10, 583, 890	2, 247	10, 581, 643	7, 377, 554		1, 331	16	1, 315	18, 530	69, 365
57, 186, 303	327, 648	56, 858, 655	16, 613, 318	374	12, 536	372	12, 164	22, 211	69, 365
				16					
172, 474	24, 028	148, 446	148, 446	323	2, 916	685	2, 231	49	51
19, 521	1, 900	17, 621	17, 621	116	523	72	451	48	51
21, 236	5, 705	15, 531	15, 531	218	1, 761	463	1, 298	45	45
921, 843	8	921, 835	645, 284	1	1, 234	1	1, 233	2, 844	3, 176
2, 463, 256	39, 393	2, 423, 863	1, 694, 565	471	1, 754	625	1, 129	3, 733	61, 808
3, 385, 099	39, 401	3, 345, 698	2, 339, 849	472	2, 988	626	2, 362	3, 440	61, 808
				6, 157					
66, 638, 407	482, 701	66, 155, 706	20, 442, 096	8, 741	28, 413	3, 076	25, 337	4, 608	

資料:平成23年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

	区分	地積	決定価格	課税標準額	単位当	り価格	具方体协业
		(m²)	(千円)	(千円)	平均価格	最高価格	最高価格地
,	地区別	(ア)	(1)	(ウ)	(イ) / (ア) (円/㎡)	(円/㎡)	の所在地
-t-	繁 華 街						
商業	高度商業地区						
地区	普通商業地区	37, 239	2, 101, 557	1, 026, 211	56, 434	69, 365	中央台2丁目
	計	37, 239	2, 101, 557	1, 026, 211	56, 434	69, 365	
4-	併用住宅地区						
住宅	高級住宅地区						
地区	普通住宅地区	1, 379, 699	43, 637, 897	10, 697, 009	31, 629	55, 000	中央台1丁目
	計	1, 379, 699	43, 637, 897	10, 697, 009	31, 629	55, 000	
_	大工業地区						
工業	中小工業地区						
地区	家内工業地区						
	計						
村	集 団 地 区						
落地	村 落 地 区	1, 118, 341	11, 095, 121	4, 874, 218	9, 921	44, 436	中川 堤下広町
区	計	1, 118, 341	11, 095, 121	4, 874, 218	9, 921	44, 436	
観	光 地 区						
農業	用施設の用に供する宅地	8, 229	24, 080	15, 880	2, 926	6, 103	柏木 谷津下
生	産緑地地区内の宅地						
合	計	2, 543, 508	56, 858, 655	16, 613, 318	22, 354		

資料:平成23年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区	分	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提示平均	価 額(円)
納 税 義 務	者(人)	7, 065	183	3, 882		
棟数	木 造	6, 383	260	6, 123	木造家屋	25, 912
1米 数	非木造	1, 692	11	1, 681	非木造家屋	43, 816
(棟)	計	8, 075	271	7, 804		り価格_ 均価額
床面積	木 造	649, 460	9, 872	639, 588	木造家屋	100%
	非木造	430, 036	275	429, 761	非木造家屋	100%
(m²)	計	1, 079, 496	10, 147	1, 069, 349		
決定価格	木 造	16, 824, 951	14, 329	16, 810, 622		
	非木造	18, 823, 837	1, 036	18, 822, 801		
(千円)	計	35, 648, 788	15, 365	35, 633, 423	実際免税点	の額
単位当り価格	木 造	25, 906	1, 451	26, 284	20	0,000円
予仏コッ 川竹	非木造	43, 773	3, 767	43, 798		
(円)	計	33, 024	1, 514	33, 323		

資料:平成23年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

	増減	新	増	築	減		少
年度	項目	木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
	棟数(棟)	108	113	221	39	8	47
19	面積(㎡)	12, 166	10, 574	22, 740	2, 691	1, 013	3, 704
19	㎡当り単価 (円)	63, 624	87, 521	74, 736	9, 918	29, 544	15, 285
	決 定 価 格 (千 円)	774, 051	925, 450	1, 699, 501	26, 689	29, 928	56, 617
	棟数(棟)	68	33	101	38	10	48
20	面積(m³)	8, 788	2, 647	11, 435	3, 104	1, 408	4, 512
20	㎡当り単価 (円)	62, 229	77, 802	65, 834	11,704	27, 436	16, 613
	決 定 価 格 (千 円)	546, 871	205, 942	752, 813	36, 328	38, 630	74, 958
	棟数(棟)	58	83	141	38	5	43
21	面積(m²)	6, 932	10, 477	17, 409	2, 721	446	3, 167
21	㎡当り単価 (円)	66, 310	88, 562	79, 702	12, 800	28, 850	15, 060
	決 定 価 格 (千 円)	459, 662	927, 864	1, 387, 526	34, 828	12, 867	47, 695
	棟数(棟)	48	5	53	41	2	43
22	面積(m³)	6, 061	543	6, 604	2, 650	104	2, 754
22	m ² 当り単価 (円)	66, 305	74, 777	67, 002	12, 397	12, 827	12, 414
	決 定 価 格 (千 円)	401, 877	40, 604	442, 481	32, 853	1, 334	34, 187
	棟数(棟)	63	9	72	54	6	60
23	面積(㎡)	6, 907	995	7, 902	3, 964	440	4, 404
40	㎡当り単価 (円)	67, 678	72, 379	68, 083	10, 232	12, 752	10, 484
	決 定 価 格 (千 円)	467, 641	70, 353	537, 994	40, 559	5, 611	46, 170

資料:平成23年度概要調書第31表~第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

		価格等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
区	分		床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
	₽	宅 地	1, 432	46, 024, 029	19, 408, 401
	宅地等	その他	577	1, 485, 668	1, 041, 159
土地	्य 	小 計	2, 009	47, 509, 697	20, 449, 560
	農	地	651	5, 315, 774	957, 389
		計	2, 660	52, 825, 471	21, 406, 949
	木	造 家 屋	461, 680	13, 153, 348	13, 153, 348
家 屋	非	木造家屋	279, 922	13, 065, 963	13, 061, 360
		計	741, 602	26, 219, 311	26, 214, 708
合		計		79, 044, 782	47, 621, 657

資料:平成23年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位:千円)

								(井瓜・111)
Ŧ	重			類	決 定 価 格	課税標準額	課税標準 課税標準の特例 規定を受けるもの	額 の 内 訳 左記以外のもの
m	構	\$		物	1, 716, 666	1, 653, 283	48, 316	1, 604, 967
町長が	機	戒 及	び	装 置	1, 374, 252	1, 367, 887	6, 030	1, 361, 857
	船			舶				
価格等を決定	航	2	芒	機				
決定	車同	可及で	ゾ運	搬具	16, 702	16, 702		16, 702
した。	工具	、器具	具及で	が備品 こうしん	625, 218	624, 873	345	624, 528
もの	調	彗	整	額				
	小			計	3, 732, 838	3, 662, 745	54, 691	3, 608, 054
法第		大臣が 、配分			20, 580, 637	19, 421, 391		
389 条		府県知 し、配		画格等を ともの	1, 122, 625	1, 122, 625		
条 関 係	小			計	21, 703, 262	20, 544, 016		
	法第743条第1項の規定により都道 府県知事が価格等を決定したもの							
合				計	25, 436, 100	24, 206, 761		
内	町	分	の	額				
訳	県	分	の	額				

資料:平成23度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア)調定の状況

(単位:千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1, 694, 366	391, 773	5, 484	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位:千円)

区		分	国 有	資 産	公 有	交付金額計	
		JJ	算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	文刊並 傾可
	住宅	1/6適用			204, 265	2, 859	2, 859
貸付資産	に係る	1/3適用					
資産	もの	2/5適用			187, 508	2, 625	2, 625
	住宅以外のもの						
		計	0	0	391, 773	5, 484	5, 484

(注) 1/6適用:小規模住宅用地、1/3適用:一般住宅用地、2/5適用:住宅及び住宅用地

資料:平成23年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格(基準日:各年1月1日)

■ 地価公示価格(基準	日:各年1月1日)					(単位:	円/㎡)
所	在	18	19	20	21	22	23
中央台1丁目14-9		71, 900	72, 100	76, 100	73, 100	72, 100	72, 200
東酒々井一丁目1-2	1 7	65, 600	66, 200	67, 200	64, 600	63, 600	63, 300
酒々井字馬場95-2		35, 500	34, 700				
中川字苗代場328		60, 900	60, 400	62, 400	60, 200	59, 200	59,000
本佐倉字北押出し26	3-196	43, 100	41,800	41,600	38, 800	36, 600	34,600
馬橋字中之尾余673	- 3 (調整区域)	28, 800	27, 500	24, 800	23, 100	21, 800	20, 400
下岩橋字作畑262-	7	35, 200	34, 400	31,600	29, 500	28, 000	26,600
上本佐倉字中宿59-	2	36, 400	35, 500	34, 800	32, 400	30, 600	30, 200

■ 県基準地価格(基準日:各年7月1日)

所 在	18	19	20	21	22	23
中央台2丁目14-10	68, 000	68, 300	70,000	68, 600	67, 600	66,600
上岩橋字岩崎348-5	53, 000	52, 200	52, 200	50,600	49, 600	48, 700
東酒々井四丁目4-145	62, 600	62,000	62,000	60, 100	59, 100	58, 200
上本佐倉一丁目6-4	39, 800	37, 900	36, 700	34, 200	32, 300	31, 100
尾上字馬場354 (調整区域)	10, 500	10,000	9, 700	9, 200	8, 800	8, 400

(単位:円/m²)

■ 固定資産税基準地等評価額(平成23年1月1日)

基準	地 の 所 在	評価額(円/㎡)
下台字熊野	(町道02-009号線付近)	19, 200
酒々井字下宿	(県道宗吾酒々井線付近)	25, 300
上本佐倉字中宿	(町道02-011号線付近)	20, 500
本佐倉北押出し	(成城台団地)	25, 100
本佐倉南押出し	(町道3B-080号線付近)	15, 300
馬橋字中之尾余	(町道3B-141号線付近)	15, 000
尾上字柳作	(国道296号線付近)	13, 200
墨字仲之尾余	(町道3B-046号線付近)	6, 200
中川字埜原谷津	(国道51号線付近)	42, 300
上岩橋字中川	(町道02-005号線付近)	34, 900
柏木字鶴巻	(町道01-003号線付近)	12, 700
下岩橋字溜ノ台	(町道01-001号線付近)	27, 300
伊篠字大日	(国道51号線付近)	19, 500
伊篠新田字井戸台	(町道2B-010号線付近)	7, 100
上本佐倉一丁目	(国道51号線付近)	25, 500
東酒々井一丁目	(町道01-007号線付近)	55, 000
東酒々井三丁目	(町道2B-065号線付近)	39, 600
東酒々井五丁目	(町道01-007号線付近)	41, 500
中央台1丁目	(町道01-006号線付近)	60, 600
中央台2丁目	(町道02-008号線付近)	48, 200
中央台4丁目	(町道02-008号線付近)	45, 500
ふじき野一丁目	(町道2B-288号線付近)	35, 400